

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

令和元年9月20日

金曜日

第4546号

## 目次

### 告示

- 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの利用料金の額についての一部改正 1
- 土地改良区の定款変更の認可 2
- 定款変更及び新規土地改良事業施行の認可
- 公有水面埋立免許の出願 3
- 指定自立支援医療機関の指定 5

### 公告

- 令和元年度職業訓練指導員試験の合格者 6
- 土地改良区の役員の就退任 7
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 9

## 告示

### 富山県告示第379号

富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの利用料金の額  
についての一部改正について

富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの利用料金の額について  
(平成27年富山県告示第380号)の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月20日

富山県知事 石井 隆 一

1の表中「第24条第1号に該当する」を「第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に該当する者以外の」に、「又は第4号」を「第4号ロ又は第5号」に、「第24条第5号」を「第24条第6号」に改める。

(障害福祉課)

**富山県告示第380号**

土地改良区の定款変更の認可について

入善土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和元年9月11日認可した。

令和元年9月20日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県告示第381号**

土地改良区の定款変更の認可について

射水平野土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和元年9月11日認可した。

令和元年9月20日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県告示第382号**

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

常西用水土地改良区から申請のあった定款変更及び月岡三丁目地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項及び同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、令和元年9月9日認可した。

令和元年9月20日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県告示第383号**

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

常西用水土地改良区から申請のあった定款変更及び正の江用水地区の新規土地改

良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項及び同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、令和元年9月9日認可した。

令和元年9月20日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県告示第384号

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

魚津市土地改良区から申請のあった定款変更及び片貝地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項及び同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、令和元年9月9日認可した。

令和元年9月20日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県告示第385号

公有水面埋立免許の出願について

富山県から魚津港の公有水面埋立免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により次のとおり告示する。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書を令和元年9月20日から起算して3週間、富山県土木部港湾課、富山県新川土木センターに備え置いて縦覧に供する。

令和元年9月20日

魚津港港湾管理者 富山県

代表者 富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 出願人

(1) 名称 富山県

(2) 代表者の氏名 富山県知事 石井 隆一

(3) 住所 富山市新総曲輪1番7号

## 2 埋立区域

### (1) 位置

富山県魚津市大字新住吉町字浜砂山3816番1から同市上口二丁目236番を経て同市上口二丁目155番2に至る間の土地に接する無番地の地先公有水面

### (2) 区域

次の地点を結んだ線及び②の地点と①の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位(D.L.+0.51m)における公有水面と既設物揚場との境界線により囲まれた区域。

①の地点 魚津南港北灯台(北緯36度48分28秒35、東経137度23分26秒46)から57度11分50秒306.74mの地点

②の地点 ①の地点から6度01分27秒144.00mの地点

### (3) 面積

204.53㎡

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

### (1) 位置

富山県魚津市大字新住吉町字浜砂山3816番1から同市上口二丁目236番を経て同市上口二丁目155番2に至る間の土地に接する無番地の地内及び地先公有水面

### (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

㊦の地点 魚津南港北灯台(北緯36度48分28秒35、東経137度23分26秒46)から57度15分30秒292.99mの地点

㊧の地点 ㊦の地点から6度01分27秒162.36mの地点

㊨の地点 ㊧の地点から96度00分03秒20.00mの地点

㊩の地点 ㊨の地点から186度01分27秒163.73mの地点

### (3) 面積

3,260.99㎡

4 埋立地の用途 ふ頭用地

5 出願年月日 令和元年9月5日

### 富山県告示第386号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和元年9月20日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
クスリのアオキ下飯野薬局	富山市下飯野23番地	精神通院医療		令和元年9月1日

### 富山県告示第387号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和元年9月20日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
クスリのアオキ富山新庄薬局	富山市新庄町三丁目6番51号	精神通院医療		令和元年9月1日

富山県告示第388号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和元年9月20日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
ソフィア訪問看護ステーション富山	富山市二口町一丁目10番6号	精神通院医療		令和元年9月1日

公 告

令和元年度職業訓練指導員試験の合格者

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により令和元年8月30日に実施した令和元年度職業訓練指導員試験の合格者を次のとおり公示する。

令和元年9月20日

富山県知事 石 井 隆 一

職種	受験番号	職種	受験番号
造園科	1	機械科	7
	2		8
	4		11
鑄造科	5	電子科	12
	6		13

**土地改良区の役員の退任**

上市町土地改良区の役員であった次の者が平成31年4月3日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和元年9月20日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	碓 井 三喜夫	中新川郡上市町広野新 85番地

**土地改良区の役員の退任**

城端土地改良区の役員であった次の者が平成31年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和元年9月20日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	岩 田 忠 正	南砺市野田 180番地
同	高 田 良太郎	南砺市林道 196番地
同	中 井 栄 信	南砺市千福 215番地
同	長 尾 益 勇	南砺市藁谷 651番地
同	島 田 征 信	南砺市宗守 377番地
同	大 浦 正 光	南砺市上原 100番地
同	前 田 久 夫	南砺市大鋸屋 421番地
同	山 田 武 志	南砺市徳成 538番地
同	山 下 嶽 一	南砺市是安 1445番地
同	北 本 健	南砺市盛新 188番地
同	細 川 吉 裕	南砺市細木 185番地
同	長谷川 範 明	南砺市北野 658番地
同	中 嶋 幸 一	南砺市野田 108番地

同	前 田 達 夫	南砺市西明	145番地
同	中 西 伸 一	南砺市北野	2171番地
同	湯 浅 健 一	南砺市理休	348番地
監 事	西 川 武 志	南砺市信末	165番地
同	石 村 宗 明	南砺市林道	192番地
同	豊 田 久 正	南砺市東殿	800番地
同	中 嶋 喜代志	南砺市細野	265番地

### 土地改良区の役員の就任

城端土地改良区の役員に次の者が平成31年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和元年9月20日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所	
理 事	岩 田 忠 正	南砺市野田	180番地
同	高 田 良太郎	南砺市林道	196番地
同	山 瀬 悦 朗	南砺市野口	24番地
同	中 谷 幸 夫	南砺市中尾	291番地
同	西 川 武 志	南砺市信末	165番地
同	中 嶋 喜代志	南砺市細野	265番地
同	長谷川 範 明	南砺市北野	658番地
同	得 永 博 樹	南砺市高畠	1085番地
同	前 田 久 夫	南砺市大鋸屋	421番地
同	中 嶋 幸 一	南砺市野田	108番地
同	宮 塚 功	南砺市金戸	148番地
同	山 畑 晴 孝	南砺市梅原	8538番地
同	湯 浅 健 一	南砺市理休	348番地
同	長 尾 益 勇	南砺市蓑谷	651番地



同	中 西 伸 一	南砺市北野	2171番地
同	山 下 嶽 一	南砺市是安	1445番地
監 事	石 村 宗 明	南砺市林道	192番地
同	豊 田 久 正	南砺市東殿	800番地
同	和 田 美 治	南砺市北野	70番地
同	大 浦 章 一	南砺市上原	110番地

### 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

令和元年9月20日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量  
振動試験機 一式
- (2) 調達物品等の規格、機能、性能等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和 2 年 3 月 13 日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成31年富山県告示第 173号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富

山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(平成31年富山県告示第173号)第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

### 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を応札仕様書等の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

令和元年9月20日から同年10月11日までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和元年10月4日 午後2時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 応札仕様書等の提出期限

令和元年10月18日 午後5時15分

## (5) 入札書の受領期限

令和元年11月1日 午前11時（郵便による場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。）

## 5 入札・開札の日時、場所等

(1) 開札日時 令和元年11月1日 午前11時

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

## 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入

札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Vibration Test System, one set
- (2) Time limit of tender  
11:00 a.m. 1 November 2019
- (3) Contact point for notification:  
General Affairs, Accounting and Property Management Division  
Treasury Bureau  
Toyama Prefectural Government  
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.  
930-8501 Japan  
Telephone: 076-444-3423, 3424